

岩手県河川情報システム接続調査業務委託

特 記 仕 様 書

岩手県農林水産部農村建設課

I 総則

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 この業務の仕様書は、岩手県農林水産部制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」に定めるもののほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

(1) 業務の名称 岩手県河川情報システム接続調査業務委託

(2) 調査・測量・設計業務共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi.jutsu.jouhou/1008868.html>

(業務目的)

第1-2条 本業務は、岩手県農林水産部所管の農地防災ダム等の諸量データを、岩手県県土整備部（以下「河川管理者」という。）が所管する岩手県河川情報システムへ、フレッツ光V P N回線を利用しデータ転送するために必要となる機器の検討（既設設備の適用の可否、新設設備の設置等の検討）を行うもの。

(場 所)

第1-3条 この作業の対象となる施設位置は、岩手県一関市他2市3町1村地内で下表及び別添位置図に示すとおりである。

番号	ダム管理所等 (データ集約・演算・出力場所)	所在地	備考
1	安代防災ダム管理事務所	八幡平市叭田地内	光回線敷設済
2	御所防災ダム管理事務所	雫石町西安庭地内	光回線敷設済
3	衣川防災ダム管理事務所	奥州市衣川地内	光回線敷設可能
4	軽米町役場	軽米町軽米地内	光回線敷設済
5	九戸村役場	九戸村伊保内地内	光回線敷設済
6	藤沢土地改良区事務所	一関市藤沢町地内	光回線敷設済
7	大野ダム管理所	洋野町大野地内	光回線敷設可能

(業務概要)

第1-4条 本業務の作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は第10-1条に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1 準備作業		
1-1 現地調査	1式	
1-2 資料の検討	1式	
2 基本事項の検討		
2-1 データ取得先、取得方式の検討	1式	7か所
2-2 データ転送設備設置の検討	1式	7か所
3 点検取りまとめ	1式	
4 照査	1式	

(土地の立入り等)

第1-5条 作業実施のための土地の立入り等は、設計業務共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条 設計業務共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 調査実施の順序、方法等は、監督職員及び施設管理者等と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第2章 作業条件

(貸与資料)

第2-1条 貸与資料は、次表のとおりとする。この他の貸与資料は現地調査や施設管理者等と個別打合せを行った際に貸与することとしており、監員職員の請求があった場合のほかは、完了検査時に一括して返却しなければならない。

資 料 名	部数	備考
令和3年度岩手県河川情報システム改修工事完成図書	1部	

(貸与資料の取り扱い)

第2-2条 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(関連業務)

第2-3条 本業務の施行に当たっては、下記事項に基づき業務を遂行するものとする。

- (1) 河川管理者側のダムデータ受信装置は整備済であり、ダム等諸量データの伝送仕様は、河川管理者が指定する仕様によるものとする。
- (2) 本業務の検討内容が、他の業務委託（防災ダム事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業等）の設計内容や既存の成果物に影響を与える等、密接に関連すると判断した内容については、監督職員、施設管理者及び他の業務委託受注者等と協議・連絡を図り、相互の業務に関する内容に齟齬が生じないように調整を行うものとする。

第3章 情報セキュリティ

(情報セキュリティ)

第3-1条 本業務において知り得た情報については、別に示す（農林水産部所管）情報セキュリティに関する特記仕様書に基づき、情報漏洩等の防止に努めなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

第4-1条 本業務の期間中に下記事項の変更が生じた場合、監督職員と協議のうえ変更契約することができる。

- (1) 総則の第1章第1-4条（業務概要）に示す「対象施設及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 総則の第7章第7-1条（成果物の提出）に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。
- (3) 設計業務の第10章第10-1条（作業項目及び数量）に示す「作業内容」及び「数量」に変更が生じた場合。
- (4) 総則の第6章第6-1条（打合せ）に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間に変更が生じた場合。
- (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第5章 履行報告書

(履行報告書)

第5-1条 履行報告書は、毎月末日までに提出するものとする。

第6章 打合せ

(打合せ)

第6-1条 設計業務共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。なお、下記以外で打合せを行う必要がある場合は、その都度行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せについては、管理技術者が出席するものとする。

- ① 初 回 作業着手前の段階
- ② 第2回 中間打合せ（資料の検討後の段階）
- ③ 最終回 報告書原稿作成段階

2 旅行を伴わない情報共有システムやWeb会議システムを利用したリモートによる打合せを行う

必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

第6-2条 業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第7章 成果物

(成果物の提出)

第7-1条 本業務は電子納品対象業務とし、別に示す電子納品特記仕様書〔業務〕によるものとするほか次のとおりとする。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販の簡易加除式ファイル綴じで可)

第8章 業務実績データの作成及び登録

(業務実績)

第8-1条 設計業務共通仕様書第1-12条による業務実績データの作成及び登録について、本業務は適用対象外とする。

第9章 定めなき事項

(定めなき事項)

第9-1条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

II 設計

第10章 作業条件

(適用する図書)

第10-1条 本業務の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所
1	土地改良事業計画設計基準 設計 ダム	農業農村工学会
2	土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	農業農村工学会
3	土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	農業農村工学会
4	土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	農業農村工学会
5	土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	農業農村工学会
6	電気設備計画設計技術指針 高低圧編	農林水産省農村振興局
7	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	農林水産省農村振興局

(参考図書)

第10-2条 設計業務共通仕様書第2-1条による本業務の参考図書は、次表によるものとする。

番号	図書名	発行所
1	土地改良事業用無線等通信の手引き	農業土木機械化協会
2	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	(一社) 建設電気技術協会
3	電気通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編)	(一社) 建設電気技術協会
4	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	(一社) 建設電気技術協会
5	雷害対策設計施工要領 (案)・同解説	(一社) 建設電気技術協会
6	耐雷対策設計ガイド	(一社) 日本雷保護システム工業会

(適用する図書の取り扱い)

第10-3条 適用する図書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 適用する図書の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。

第 11 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 11－1 条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

1 準備作業

作業項目	作業内容	数量
1－1 現地調査	各ダム管理所等（子局データ集約・演算・出力場所）の既設機器の仕様・状況と新設機器の設置条件の検討に必要な現地調査を行う。	1 式
1－2 資料の検討	現地調査資料及び貸与資料等の取りまとめを行い、既設機器の内容を把握・整理すると共に、作業計画を樹立する。	1 式

2 基本事項の検討

作業項目	作業内容	数量
2－1 データ取得先、取得方式の検討	既設機器と転送サーバー接続のために必要な事項の検討を行う。 ①既設システムのハードウェア環境の整理 ②既設システムのソフトウェア環境の整理 ③必要情報の取得方式・取得方法の検討	7 か所
2－2 データ転送設備設置の検討	フレッツ光 V P N 回線に接続するために必要なデータ転送装置の設置検討を行う。	7 か所

3 点検とりまとめ

作業項目	作業内容	数量
点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式

4 照査

作業項目	作業内容	数量
照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式

(設計作業の留意点)

第 11－2 条 設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 総則の第 2 章第 2－1 条（貸与資料）に示す資料、設計業務の第 9 章第 9－1 条（適用する図書）に示す図書及び設計業務共通仕様書に示す図書を使用した場合は、出典文献名（年度）、頁を成果品に記載するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、報告書中に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施する工法検討に係る経済比較に関しては、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果について、報告書中で取りまとめるものとする。

第 12 章 技術者要件

(管理技術者)

第 12－1 条 契約書第 10 条に規定する管理技術者は、別に示す設計業務管理技術者等特記仕様書（分類Ⅱ）第 1 条によるものとする。

(照査技術者)

第 12－2 条 本業務の実施に当たっては、契約書第 11 条に規定する照査技術者を配置しなければならない。

- (1) 照査技術者は、別に示す設計業務管理技術者等特記仕様書（分類Ⅱ）第2条によるものとする。
- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）（施設機械編）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。
- (3) 「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計業務共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
- (4) 本業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。
- (5) 原則として照査技術者は、業務の成果物納入時に照査報告を行うこと。また、成果物の納入時以外においても、必要に応じて、照査報告を行うこと。

（担当技術者）

第12－3条 担当技術者は、設計業務共通仕様書第1－8条によるものとする。

(農林水産部所管) 情報セキュリティに関する特記仕様書

第1条 受注者は、契約書第1条第5項（この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。）に基づき、情報漏洩等の防止に努めなければならない。

第2条 受注者は、岩手県情報セキュリティポリシー（平成14年3月制定）に定める、県が所掌する情報資産（ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全ての電子データ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての電子データをいう。）に関する業務に携わる者として、情報セキュリティの重要性の認識を持ち業務の遂行に当たらなければならない。

第3条 受注者は、情報資産を保護するため以下の措置を講じなければならない。

- 1 データ等の外部への漏洩、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な物理的な措置
- 2 情報セキュリティに関する権限や管理者等を定め、社員及び下請負者等に周知徹底するなど十分な教育及び啓発をするための人的な措置
- 3 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、アクセス制御、ネットワーク管理及びコンピュータウイルス等への技術的な措置

第4条 受注者は、データ等の取扱いについては善良なる管理者の注意義務をもって適正な管理に当たるとともに、以下の内容を遵守しなければならない。

- 1 データ等をむやみに複写し、又は複製してはならない。
- 2 データ等の取扱いに関しては、契約期間満了後においても同様とする。

第5条 受注者は、第3条の措置を講ずるに当たって、具体的な内容を「情報セキュリティ対策」として、業務計画書に記載するものとする。

第6条 受注者は、個人情報に関する業務内容の授受に当たっては、原則、記録媒体によるものとする。

止むを得ない場合にはメール等によることができるが、事前に監督職員に連絡し、授受後は速やかに他の記録媒体に保存するなどし、パソコン本体からは削除すること。

【定義】

情報セキュリティ：情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
情報資産：ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全ての電子データ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての電子データをいう。

情報システム：電子計算機（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され処理を行なう仕組みをいう。

ネットワーク：組織を相互に接続するための通信網およびその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行なう仕組みをいう。

業務計画書の情報セキュリティに関する内容のチェックリスト

記 載 内 容	チェック
1 情報の分類 情報が「社内限り」、「取扱注意」、「複写禁止」及び「個人情報」等に該当するのか明らかにしているか。	☐
2 物理的対策を明記しているか。 ・ 情報システム施設への不正な立入り、データへの損傷・妨害等から保護する対策 ※ 施錠等による盗難防止 ・ 利用者ID、パスワードの設定 ・ 廃棄パソコン及び記録媒体の処理方法	☐ ☐ ☐
3 人的対策（管理体制及び権限等）を明記しているか。 ・ 情報セキュリティ管理者（連絡体制、教育、訓練、助言、指示等の権限） ・ 情報システム管理者（システム開発、設定、運用、監視等の権限） ※ ウイルスチェック、定期保守及び障害保守の記録 ・ ネットワーク管理者（ネットワークの開発、設定、運用、監視等の権限） ※ ウイルス情報の注意喚起、情報収集、ウイルスチェック ・ データ流出及び紛失した場合の報告	☐ ☐ ☐ ☐
4 技術的対策を明記しているか。 ・ 業務目的外での情報システム（ネットワーク、ハード、ソフト）へのアクセス及びメールの使用禁止 ・ 業務目的以外でウェブページの閲覧禁止 ・ 無許可ソフトウェアの導入禁止（例：Winny、Share）	☐ ☐ ☐
5 ウイルスチェック対策を明記しているか。 ・ ソフトウェア導入の場合は、ウイルスチェックを行なう。 ・ インストールした全ソフトウェアの構成情報を保存する。 ・ 必要のないプログラムは削除する。 ・ 最新ワクチンによる定期的なウイルス検査及び検査結果を記録する。 ・ 外部より入手したデータ及び共有する記録媒体は、ウイルスチェック後に利用する。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
 () 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量			
BORING	地質			

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R 等）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				AGRIS 登録番号	
電子媒体 の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
	IS09660 (レベル 1)	部		年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__． __． __
 - ・チェック実施年月日： __年__月__日
- 電子媒体が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1／○： __
 - ・2／○： __

○ 電子媒体への表記例



The diagram illustrates the layout for a CD-ROM label. It features a large outer circle representing the disc's edge and a smaller inner circle representing the center hole. The label information is organized as follows:

- Top Section:** Contains the business number and total count, followed by the business name and date.
- Signature Boxes:** Two rectangular boxes on either side of the center hole for the issuer and recipient signatures.
- Issuer/Recipient Information:** A rectangular box below the signature boxes containing the names of the issuer and recipient.
- Software Details:** A rectangular box at the bottom containing specific software and format information.

業務(工事)番号: ○○○○○○○○ 枚数/全枚数

業務(工事)名称: ○○○年度 ○○○○○業務(工事)
○○○年○月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者: 岩手県農林水産部農村建設課
受注者: △△株式会社

ウイルス対策ソフト名: ○○○○
ウイルス定義: ○○○○年○月○日版
チェック年月日: ○○年○月○日
フォーマット形式: ISO9660(レベル1)

設計業務管理技術者等特記仕様書（分類Ⅱ）

（検討要素や業務実施方法については一般的或いは前段業務等で明らかとなっているが、業務の実施に当たって、当該分野における高度な専門知識、専門技術、業務経験等を特に必要とする業務）

第1条 設計業務等委託契約書附属条件第3条で定める管理技術者を、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 技術士（総合技術監理部門：「電気電子-電子応用又は情報通信」）
- 2 技術士（総合技術監理部門：「農業-農業農村工学」）で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 3 技術士（電気電子部門：「電子応用又は情報通信」）
- 4 技術士（農業部門：「農業農村工学」）で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 5 農業土木技術管理士で同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 6 R C C M（電気電子）の資格保有者
- 7 R C C M（農業土木）の資格保有者で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 8 大学・高等専門学校卒業後、当該業務の経験が20年以上の者、又は高等学校・専修学校卒業後、当該業務の経験が25年以上の者で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者。

第2条 設計業務等委託契約書附属条件第4条で定める照査技術者を、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 技術士（総合技術監理部門：「電気電子-電子応用又は情報通信」）
- 2 技術士（総合技術監理部門：「農業-農業農村工学」）で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 3 技術士（電気電子部門：「電子応用又は情報通信」）
- 4 技術士（農業部門：「農業農村工学」）で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 5 農業土木技術管理士で同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 6 R C C M（電気電子）の資格保有者
- 7 R C C M（農業土木）の資格保有者で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者
- 8 大学・高等専門学校卒業後、当該業務の経験が20年以上の者、又は高等学校・専修学校卒業後、当該業務の経験が25年以上の者で、同種・類似業務（農業水利施設に係る水管理システムの設計）における管理技術者の実績を有する者